

SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

生活排水とは、台所、風呂、洗濯、トイレなどの日常生活からの排水のことで、そこからトイレの排水を除いたものを「生活雑排水」といいます。生活雑排水にはトイレの排水の2倍以上の汚れが含まれています。汲み取りや単独処理浄化槽の場合、トイレの排水しか処理されず、生活雑排水はそのまま川へ流されます。(現在、養老町の約40%の家庭がその状態です)合併処理浄化槽や下水処理場で処理されると汚れは1/10以下に浄化されますが、100%きれいになるわけではありません。油などの処理が難しいものを流すことはやめましょう。

台所

- 流し台には水切りネットや三角コーナーを使用して、調理くずや食べ残しを流さないようにしましょう。
- 米のとぎ汁は、栄養が豊富であるため植木や花へやると良い肥料になります。また、洗浄効果があるため食器のつけおき洗いに利用できます。そのまま流すと川のヘドロなどの原因になりますので有効に活用しましょう。
- 飲み物は飲めるだけグラスに、食事は食べきれ的分だけ作りましょう。
- 使用した食用油は決して流さないでください。河川を汚す大きな原因となります。
- 食器を洗う前に、油汚れを古布や新聞紙、野菜くずなどにより拭き取ることで、汚れを排水に流さないことだけでなく、洗剤の使用量を減らすこともできます。

米のとぎ汁



洗濯・風呂

- リンスやシャンプー、石けん、洗剤は適量を使いましょう。目分量は使いすぎのもとです。合成洗剤は微生物を死滅させ、川のヘドロの原因となります。できるだけ合成界面活性剤の少ない粉石けんを使いましょう。
- 風呂の残り湯は洗濯や掃除に使いましょう。

その他

- 町には「養老町美しいまちづくり条例」があります。自ら生じさせた空き缶などのごみは持ち帰るよう心がけましょう。ごみの発生を自覚し、自分の出したごみに責任を持って処理することがごみを減らし、ポイ捨てを抑制することに繋がるのではないのでしょうか。
- ストーブや草刈り機などの給油時にこぼして流出しないよう注意しましょう。
- 生活と環境を考える会では、植物性天ぷら油の廃油を回収する活動を行っています。



問 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

〈〈水道課からのお願い〉〉

水道課では、下水道(公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラント)区域にお住まいの人へは、下水道への接続をお願いしています。また、下水道区域外にお住まいの人へは、汲み取り便所および単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換に対する補助を行っていますのでご活用ください。

問 水道課 ☎32-5082

障害基礎年金について

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。次の1から3までのすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
 - 国民年金加入期間
 - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
2. 障害の状態が、障害認定日(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日)に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
3. 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。ただし、初診日が令和18年3月末日までのときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合、納付要件は不要です。

また、障害の状態に該当した時期に応じ、2つの請求方法があります。詳しくは年金事務所もしくは住民環境課にお問い合わせください。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104